

令和2年5月27日

〔保育園  
認定こども園  
地域型保育事業〕 代表者様

千葉市こども未来局  
こども未来部幼保運営課長

## 登園自粛期間終了後の保育に関する配慮事項について

日頃より、本市保育行政にご理解ご協力賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和2年5月19日付幼保運営課長通知「緊急事態の解除に伴う登園自粛要請期間の終了について」にてすでにお伝えしているとおり6月1日（月）から各園におかれましては、通常通りの保育の受け入れをお願いしているところです。

保育園等は集団生活の場であり、いわゆる3密の状態を完全に解決することは困難ですが、可能な限り感染予防策を講じ保育にあたっていただきたく、下記事項にご留意いただきますようお願い申し上げます。

### 1 健康管理について

#### (1) 職員（事務職、ボランティア等当該事業所のすべての職員）について

- ・職員の健康管理については、各園管理者が毎日把握し、発熱や呼吸器症状が認められた場合は当該職員を休ませること。※別添：健康観察票にて各職員が毎日記録し、その結果を管理者に報告すること。
- ・過去に発熱や呼吸器症状が認められた場合にあっては、解熱後24時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでは当該職員を休ませること。また、このような状況が解消した場合であっても、引き続き当職員の健康状態に留意すること。

#### (2) 子どもについて

- ・登園前に家族（必要に応じ職員）が体温を測定し、発熱や呼吸器症状が認められた場合は、利用を断ること。
- ・過去に発熱や呼吸器症状が認められた場合にあっては、解熱後24時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでは利用を断ること。また、このような状況が解消した場合であっても、引き続き当該子どもの健康状態に留意すること。

### 2 衛生管理について

- ・職員、子ども、保護者等の入退室時に石けんを用いた流水による手洗いや手指消毒用アルコールによる消毒を徹底すること。
  - ・タオルの共用は絶対に行わない。手洗い時にはペーパータオルを使用することが望ましが、ペーパータオルの常用が難しい場合は、個別タオルの衛生的な管理を徹底すること。  
(毎日衛生的なものを用意してもらう、他のタオルと触れない設置など)
  - ・手が触れる机やドアノブ等の物の表面には、消毒用アルコールの他、次亜塩素酸ナトリウムによる消毒が有効であるため定期的に消毒を行うこと。
- 〔園内で特に気を付けて消毒すべき場所〕 …扉、手すり、室内照明等のスイッチ、手洗い場（水道の蛇口 等）、トイレ、各種遊具 等
- ・こまめな換気を行うこと。※2方向の窓を開閉、1時間に1回、3~5分間

- ・食事については、飛沫や対面形式を避ける工夫をすること。
- ・昼寝は布団等の間隔をあけ、こまめな換気を行うこと。

### 3 行事等について

- ・保育参加：保護者が参加することで、集団が大きくなり 3 密状態となりやすいため、感染状況に留意しつつ、実施を控える、規模を縮小する、参加者の人数を絞るなどの対応を取ることが望ましい。  
※児童の生活の様子が気になる保護者に対しては個別に対応すること。  
※参考：公立保育所は 8 月末まで中止としています。
- ・地域活動：参加者の体調や行動履歴の把握が困難なため今年度は中止とする。  
※電話での育児相談を受けることができることをアピールすること。
- ・プール：プール水の残留塩素濃度が適切に管理されている場合においては、水中感染のリスクが低いと指摘されているが、子どもがプール内に密集することや着替え等で 3 密を避けることが困難な場合は、実施を中止とする。
- ・シャワー：シャワーの順番待ち、着替え等で 3 密を避けることが困難な場合は、シャワーを必要とする活動を他の内容に変更する等、保育内容を工夫すること。
- ・内科、歯科健診：日程や健診方法について園医と相談した上で実施する。

### 4 その他

- ・職員は原則マスク着用し保育にあたること。  
※熱中症等の健康被害が発生する可能性が高いと判断した場合は、マスクを外し、その際、換気や児童等の間に十分な距離を保つ、不必要的会話や発語を行わないなどの配慮をすること。

\*行事等について千葉市が統一的に禁止するものではありません。園内の環境は児童数等各園により異なります。食事、プール、シャワー等保育中の活動、行事については各園で検討し 3 密状態を避ける工夫をした上で行ってください。また、行事等を中止にするときは保護者の方へその理由等丁寧に説明してください。

[参考] 下記 URL も参考にしてください。

「保育所等における感染拡大防止のための留意点について（第二報）」

<https://www.mhlw.go.jp/content/11920000/000630630.pdf>

「保育所等における新型コロナウイルスへの対応に係る Q&A について（第四報）」

<https://www.mhlw.go.jp/content/11920000/000630631.pdf>

「保育所における感染症対策ガイドライン（2018 年改訂版）」

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000201596.pdf>

※上記感染予防について各園での対応状況を、幼保運営課巡回指導職員が巡回の際に確認させていただきます。

問合せ先：幼保運営課 043-245-5727